

「会計職評議会定款」

日本貿易振興機構(ジェトロ) バンコクセンター編

本資料は日本企業及び日系企業への情報提供を目的に作成した仮訳であり、本資料の正確性についてジェトロが保証するものではありません。

本資料の利用に際しては、必ずタイ語原文に依拠いただくようお願いいたします。

日本語訳協力: Thai Keizai Publishing Co., Ltd.社

会計職評議会定款

● 仏暦二五四七年・定款起草提案及び審議方法についての会計職評議会定款（第一版）

（前文省略）

第一項

本規約を「仏暦二五四七年・定款起草提案及び審議方法についての会計職評議会定款（第一版）
[コーバンカップ・サパー・ウィチャーチープ・バンチー（チャバップ1）・ルアン・ウィティ
ガーンサナー・レ・ガーンピチャラナー・ラーン・コーバンカップ]」と呼ぶ。

第二項

本定款は官報告示日の翌日から施行する。[官報告示日は二五四七年＝西暦二〇〇四年一月二
月二九日]

第三項

本規約において、

「総会（ガーンプラチュム・ヤイ）」とは、定例総会もしくは臨時総会を意味する。

「会員（サマーチック）」とは、普通会员、特別会員、補充会員、もしくは名誉会員を意味す
る。

「議長（プラターン）」とは、会議の議長を意味する。

第四項

以下の者を定款起草提案権がある者とする。

- （1）会計職評議会理事会
- （2）一五〇人以上の連名による普通会员

第五項

定款起草は項ごとに分けて起草しなければならない。

定款起草提案者はその定款起草の原則を記録する。このとき起草提案とともに記録することも
できる。

定款起草審議総会の開催要求は起草案とともに会議の会期規約内に示し、会議日の一五日以上
前もって会員に通知しなければならない。

第六項

普通会员が定款起草提案者である場合、提案者は会議日の三〇日前もって起草案とともに事前

に会計職評議会会長に文面で通知しなければならない。

定款起草提案者の普通会員は臨時総会での定款起草審議を要求することができる。

普通会員が提案した定款起草案の審議に資するために、会計職評議会理事会は、総会に定款案の承認を求める前にその定款起草案の詳細を審査する目的で七人以上一五人以下からなる定款起草案審査委員会を設置することができる。

第三段に基づく委員会は一人の委員を互選し、委員長とする。

提案者グループの代表は自己の定款起草案を説明する権利を有し、第三段に基づく委員会は原則と証言を厳正に審査し、総会に提案する案を策定する。このとき提案する案が普通会員によるものであることを示さなければならない。

賛成しない、もしくは反論のある委員はその意見を保持、記録し、総会で表明する権利を有する。

● 仏暦二五四七年・会員及び入会受付についての会計職評議会定款（第二版）

（前文省略）

第一項

本規約を「仏暦二五四七年・会員及び入会受付についての会計職評議会定款（第二版）[コーバンカップ・サパー・ウィチャーチープ・バンチー（チャバップ2）・ルアン・サマーチック・レ・ガーンラップ・サマック・サマーチック]」と呼ぶ。

第二項

本定款は官報告示日の翌日から施行する。[官報告示日は二五四七年＝西暦二〇〇四年一月二日二九日]

第三項

本規約において、

「会員（サマーチック）」とは、普通会員、特別会員、もしくは補充会員を意味する。

「理事会（カナカマカーン）」とは、会計職評議会理事会を意味する。

「年（ピー）」とは暦年を意味する。

第一章

普通会員

第四項

普通会員は仏暦二五四七年会計職法令の第一三条（一）（二）及び（三）に基づく資格を有し

ていなければならず、本定款の第五項、第六項及び第七項に基づく禁止様態にあってはならない。

第五項

以下の場合、仏暦二五四七年会計職法令の第一三条（四）に基づく会計職の名誉を傷つける行状であるところの普通会員であるものとみなす。

（１）それがどんな罰則であっても、以下の事実関係を有する事由により、仏暦二五四七年会計職法令の第四九条、もしくは会計監査人法に基づく倫理規定違反で罰を受けたことがある。

（a）監査をせずに財務諸表に意見を表明した。

（b）署名を請け負う行為があった。

（c）顧客に法律上正しくない納税を勧めた。

（d）相当の事由なく異なったデータを示した財務諸表に意見を表明し、複数の政府機関に送付した。

（e）虚偽の内容を通知した、もしくは虚偽の証言をした。

（f）倫理委員会が会計職の名誉を傷つける行状であると定めたその他の行状があった。

（２）仏暦二五四七年会計職法令の第四九条（四）に基づき罰則を受けた倫理規定違反行為を二回以上繰り返した。

上に掲げた（１）及び（２）に基づく場合、倫理規定違反行為者は罰則が解かれてから三年以上が経てば普通会員として入会申し込みができる。

[注／仏暦二五四七年会計職法令

第一三条

普通会員は以下の資格を有し、かつ禁止様態にあってはならない。

（一）満二〇歳以上である。

（二）タイ国籍を有する。

（三）会計学で学士卒以上、もしくは会計職評議会が保証した修了証を受けた、あるいは会計学学士号と同等のその他の学歴がある。

（四）会計職評議会定款で定めたところに基づく会計職の名誉を貶めるような反倫理的な行状者でない。

（五）会計職評議会定款で定めたところに基づく会計職の名誉を貶めるような反倫理的な行状における裁判で、確定判決で禁固刑に処せられたことがない。

（六）無能力者もしくは準無能力者でない、あるいは会計職評議会定款で定めたところに基づく疾病者でない。

第四九条

反倫理的な行状への処罰には以下がある。

（一）文面での注意。

(二) 譴責。

(三) 三年以下の期間を定めての許可書使用停止、登録停止、もしくは反倫理的行状があった面での会計職就業禁止。

(四) 許可書取消、登録取消、もしくは会計職評議会からの退会命令。]

第六項

普通会員が以下の事件で犯罪を犯し、禁固刑を受けた場合、仏暦二五四七年会計職法令の第一条三條（五）に基づき会計職の名誉を傷つける反倫理的行状であるものとみなす。

(1) 財産に係る刑法典に基づく事件。ただし財物の毀棄罪及び侵入罪を除く。

(2) 財務諸表の作成もしくは保証、あるいは正しくない、または虚偽の報告であるその他の会計に係る法律に基づく犯罪。

(3) 民衆を欺く融資法、商業銀行法、金融・証券・クレジットフォンシエ業法、証券・証券市場法、賭博法、麻薬に係る法律、資金洗浄に係る法律に基づく犯罪。

(4) 悪意の破産者として刑罰を受けた。

上に掲げた(1)(2)(3)及び(4)に基づく場合、犯罪行為者は刑罰が解かれてから五年以上が経てば普通会員として入会申し込みができる。

第七項

普通会員は無能力者もしくは準無能力者、あるいは委員会が三人以上の医師団と協議し会計職にとって障害になると判断した疾病であってはならない。

第二章

特別会員

第八項

特別会員は以下の資格を有し、かつ禁止状態にあってはならない。

(1) タイ国籍を有する特別会員。

(a) 満二〇歳以上である。

(b) 経営学、商学、経済学、もしくは委員会が会計職と関係すると判断したその他の学科で学士もしくは学士と同等の学歴がある。

(c) 第五項、第六項及び第七項に基づく禁止状態にある者ではない。

(2) タイ国籍でない特別会員は仏暦二五四七年会計職法令の第一条四條第二段に基づく資格を有し、かつ禁止状態にあってはならない。

[注／仏暦二五四七年会計職法令

第一四條

普通会員と補充会員はタイ国籍者でなければならない、会計職評議会の定款で定められたところに基づく資格を有し、かつ禁止状態にあってはならない。

第一段の内容はタイ国籍を有していないが、タイ国籍者にその国で会計監査業を営むことを承諾している国の国籍を有している者には適用しない。ただしその者は第一三条（一）（三）（四）（五）及び（六）に基づく資格を有し、かつ禁止状態にあってはならない。]

第三章

補充会員

第九項

補充会員は仏暦二五四七年会計職法令の第一四条第一段に基づく資格を有していなければならない、以下の資格を有し、かつ禁止状態にあってはならない。

（１）満一八歳以上である。

（２）以下の学歴を有する。

（a）会計学もしくは会計学を主として教えるその他の学科、経営学（会計学科）で学士未満、上級職業教育修了証（ポーウォーソー）以上、あるいは会計における短大卒業証書（アヌパリンヤー）の学歴がある。

（b）会計学もしくは会計学を主として教えるその他の学科、経営学（会計学科）の学士レベルで修学中。

（３）第五項、第六項及び第七項に基づく禁止状態にない。

第四章

入会受け付け

第一〇条

会員になることを希望する者は、会計職評議会会長が定めた書式に基づく入会申込書を会計職評議会のオフィスもしくは会計職評議会会長が定めたその他の場所において提出する。あるいは申し込み書式を求めることにより、または会計職評議会が提供する情報データシステムから申し込み書式を印刷することにより申込書を郵送する。このとき以下の証拠を添える。

（１）大学卒業証書（パリンヤーバット）、短大卒業証書（アヌパリンヤーバット）、専門学校卒業証書（プラカートニーヤバット）、もしくは学歴証明書（ウティバット）か学歴を保証する書類。あるいは補充会員の入会申込者で修学中の場合は修学中であることを証明する書類の写し。

（２）国民証、公務員証、もしくは法律に基づき身分証明で使用する公的なその他の書類の写し。タイ国籍者でない者であれば旅券の写し。

（３）顔を正面に向け、無帽で、サングラスをかけていない、撮影から一年以内の、一インチサイズの顔写真を二枚。

タイ国籍を有していない者が特別会員になることを申し込む場合、申込者は自国がタイ国籍者に対し自国内で会計監査職就業を認めていることを示す証拠を示さなければならない。

会員申込及び会費払い込みは郵便、もしくは会計職評議会会長が用意した電子通信でこれをなすことができる。

新会員は入会申込書提出とともに会費を払い込まなければならない。

会費払い込みは会計職評議会会長が定めた方法に従う。

第一一項

入会申込者の資格審査に資するため、理事会もしくは理事会が委託した者は教育機関、カリキュラム名及び教育条件のリストを用意し、保証のために理事会に提出する。リストは随時、訂正増補する。

いずれかの申込者の学歴に係る問題が生じた場合、理事会は審査のために作業部会を設置し、見解を理事会に提出させる。ここに教育機関の大学卒業、短大卒業、もしくは専門学校卒業の審査及び保証において、その教育機関が国内であっても国外であっても、作業部会は履修証明義務を有する政府機関のカリキュラム保証を参考にすることができる。

第一二項

入会申込書を受理し、審査の上問題がなければ登録担当者 [ナーイ・タビヤン] はその者に会員証を発行する。会員として受け入れない場合は利息なしで会費を返還する。

会員証の期限は会費払い込み期間と同じとする。

会員証の形式、会員証発行の原則、方法、新しい会員証の発行申請、紛失もしくは損壊した旧証の代わりにの新会員証、会員証内の個人データの変更は会計職評議会会長が定めたところに従う。

翌年もしくは次期の会員証発行は会員証の期限切れ前にこれをなすことができる。ここに会計職評議会会長が定めた原則及び方法に従い、会員証発行前に登録担当者は会費払い込みが全て正しくなされたか確認する。

紛失もしくは損壊した旧証の代わりにの、あるいは個人データの変更に伴う新たな会員証発行においては、作成料として二〇〇バーツを支払わなければならない。

第一三項

登録担当者は証拠として登録簿を作成し、一般人が閲覧できるよう公開する。

第一四項

タイ国会計士・公認会計士協会が解散した場合、その解散時にタイ国会計士・公認会計士協会の会員だった者で、仏暦二五四八 [西暦二〇〇五] 年三月までに会員申込をした者は以下の要件下に第一〇項第四段に基づく会費払い込みを免除される。

(1) タイ国会計士・公認会計士協会の会費を毎年払い込んでいた者は仏暦二五四九年の会費

から払込みを開始する。

(2) タイ国会計士・公認会計士協会の会費を三年ごとに払い込んでいた者は仏暦二五五一年の会費から払込みを開始する。

(3) タイ国会計士・公認会計士協会の会費を五年ごとに払い込んでいた者は仏暦二五五三年の会費から払込みを開始する。

(4) タイ国会計士・公認会計士協会の会費を生涯にわたって払い込んでいた者は仏暦二五五八年の会費から払込みを開始する。

ここに第一段に基づく者は(1)(2)(3)もしくは(4)で定められた時期が来るまで本定款に基づき会費を払い込んだものとみなす。

仏暦二五四七年一月二二日布告

ケーサリー・ナロンデート
会計職評議会会長

● 仏暦二五四七年・会員費についての会計職評議会定款（第三版）

（前文省略）

第一項

本定款を「仏暦二五四七年・会員費についての会計職評議会定款（第三版）」と呼ぶ。

第二項

本定款は官報告示日の翌日より施行する。[官報告示日は西暦二〇〇四年一月二九日]

第三項

本定款において、

「会員（サマーチック）」とは、普通会员、特別会員もしくは補充会員を意味する。

「理事会（カナカマカーン）」とは、会計職評議会理事会を意味する。

「会費（カー・バムルン）」とは、会員が会計職評議会に払込まなければならない会員料金を意味する。

「年（ピー）」とは暦年を意味する。

第四項

会員は以下のように一年、三年、もしくは五年会費の払込みを選択することができる。

(1) 年会費

普通会員 500バーツ

特別会員 500バーツ

補充会員 300バーツ

(2) 三年会費

普通会員 1500バーツ

特別会員 1500バーツ

補充会員 900バーツ

(3) 五年会費

普通会員 2500バーツ

特別会員 2500バーツ

補充会員 1500バーツ

第五項

会員申込書を提出する者は申込書提出とともに第四項に基づく会費払込みを一年、三年、もしくは五年会費とするか希望を示し、会費を払い込む。

会員としての地位は登録担当者が会員証を発行した日から始まる。

第一段に基づく会費の計算において、会員となった日からその年の一二月三十一日までの期間は一暦年と計算する。

第六項

会員は会員証の期限が切れる日より三ヶ月前から会員の地位の延長と会費払込みを求めることができるが、翌年の一月を超えて遅延することはできない。この（事前延長の）場合、会員としての地位は元の会員としての地位が終了する日から継続する効力を有する。

第七項

事由が何であれ退会しなければならない場合、会計職評議会は会費を返還しない。

第八項

会員が第六項に定めた期間内に会費を全額払い込まなかった場合、相当の事由なく会費を払い込まなかったものとみなし、会員でなくなる。ただし、理事会もしくは理事会が委任した者に未払いまたは一部支払いが自己の過失ではなく、例えば外国滞在、傷病やその他の事由から未払いを意図していなかったことを示す文書がある場合はその限りではない。

第九項

仏暦二五四七年一二月三十一日までに入会申込をした場合、その申込者は仏暦二五四八年以降の会費を払い込む。このとき仏暦二五四七年分の会費は免除を受け、その者の会員としての地位は

登録担当者が会員証を発行した日から始まる。

仏暦二五四七年一二月二二日布告

ケーサリー・ナロンデート
会計職評議会会長

● 仏暦二五四七年・会計職評議会会長、有識者理事及び会計職評議会理事の資格及び禁止様態についての会計職評議会定款（第四版）

（前文省略）

第一項

本定款を「仏暦二五四七年・会計職評議会会長、有識者理事及び会計職評議会理事の資格及び禁止様態についての会計職評議会定款（第四版）」と呼ぶ。

第二項

本定款は官報告示日の翌日より施行する。[官報告示日は西暦二〇〇四年一二月二九日]

第三項

本定款において、

「会計職評議会会長（ナーヨック・サパーウィチャーチープバンチャー）」とは、総会で普通会員から選出された会計職評議会会長を意味する。

「有識者理事（カマカーン・プーソンクンウティ）」とは、会計職評議会の有識者理事を意味する。

「会計職評議会理事（カマカーン・サパーウィチャーチープバンチャー）」とは、総会で普通会員から選出された会計職評議会理事会の理事を意味する。

「総会（ガン・プラチュム・ヤイ）」とは、定例総会もしくは臨時総会を意味する。

「会計職（ウィチャーチープ・バンチャー）」とは、会計作成 [ガンタム・バンチャー]、会計監査 [ガンソープ・バンチャー]、会計運営 [ガンバンチャー・ボリハーン]、会計システム構築 [ガンワーン・ラボップ・バンチャー]、税務会計 [ガンバンチャー・パーシーアーコーン]、会計教育及び技術 [ガンスクサー・レ・テクノロジー・ガンバンチャー]、及び省令で定めるところに基づくその他の会計に係るサービスにおける専門職を意味する。

「選挙（ガン・ルアクタン）」とは、会計職評議会会長及び、または会計職評議会理事の選挙を意味する。

第一章

会計職評議会会長、有識者理事、会計職評議会理事の資格と禁止様態

第四項

会計職評議会会長は以下の資格を有し、かつ禁止様態にあつてはならない。

(1) 普通会员である。

(2) 以下のいずれかの資格を有する。

(a) 選挙日において合計で一五年以上、タイ証券取引所の上場企業及び、または一〇億バーツ以上の資産を有する公開株式会社において財務責任者 [プーアムヌアイガーン・ファーイ・ガーンゲン] もしくは当該地位者と同じ義務を有するその他の名称の違う地位にある、あるいは地位にあつた。

(b) 選挙日において合計で一五年以上、公認会計士 [プーソープバンチー・ラップ・アヌヤート] である、あるいは公認会計士だつたことがある。このときタイ証券取引所の上場企業二社以上の、もしくは合計資産額が一〇億バーツ以上の公開株式会社二社以上の、あるいは合計資産額が一〇億バーツ以上の公開株式会社一社以上及びタイ証券取引所上場企業一社以上の財務諸表監査及び意見表明における公認会計士である、あるいは公認会計士であつたことがなければならない。

(c) 選挙日において合計で一五年以上、諸団体に会計サービスを提供する事業の経営者 [プーダムロンタムネーン・プーポリハーン] である、あるいは経営者だつたことがある。

(d) 選挙日において合計で一五年以上、諸団体に税務顧問サービスを提供する事業の経営者である、あるいは経営者だつたことがある。

(e) 会計職に係る業務において政府機関もしくは部署の最高経営者またはそれに次ぐ地位にあつた公務員もしくは国の職員である、または公務員もしくは国の職員だつたことがあり、合計で五年以上、会計職に係る任務を遂行した。

(f) 選挙日において合計で一五年以上、公的に保証された高等教育機関で会計学を教授する准教授以上の教師である、あるいは教師だつた。

ここに (a) (c) 及び (d) に基づく資格の場合は、定められた期間について (a) (b) 及び (c) を合計することもできる。ただし選挙日において合計して二〇年以上でなければならない。

(3) 破産者ではない。

(4) 許可書を停止された、もしくは取り消されたことがない、あるいは会計職評議会からの退会を命じられた、会計監査人法に基づき許可書を取り消された、またはその他の法律に基づき会計監査人である承認を取り消されたことがない。

(5) 財に係る悪意の犯罪で禁固刑の確定判決を受け、禁固刑を受けたことがない。

(6) 背任、不正行為もしくは公務における不当行為を理由に官公庁、国営企業もしくは国家机关から罷免、免職、あるいは解任されたことがない。

(7) 悪品行、良俗の欠如、もしくは誠実性で信頼が置けない人物でない。

(8) 政治公務員、政治任命職者、地方議会の議員または地方行政機構の行政官、もしくは政党の理事、顧問または職員ではない。

第五項

有識者理事は以下の資格を有し、かつ禁止様態にあつてはならない。

(1) タイ国籍者である。

(2) 会計もしくは法律で学士以上か学士と同等以上の学歴を有し、選挙日において合計で五年以上の会計または法律に係る専門職の経験がある。

(3) 第四項 (3) (4) (5) (6) (7) 及び (8) に基づく禁止様態にない。

第六項

会計職評議会理事は以下の資格を有し、かつ禁止様態にあつてはならない。

(1) 普通会员である。

(2) 選挙日において合計で一〇年以上の会計職に係る業務経験がある。

(3) 第四項 (3) (4) (5) (6) (7) 及び (8) に基づく禁止様態にない。

第二章

選挙の原則と方法

第七項

選挙をしなければならない時、それが普通選挙であっても、補欠選挙であっても、倫理委員会が選挙を告示し、選挙手続きのための総会開催日を定める。ここに四五日以上前もって告示する。

倫理委員会は本定款に基づく選挙に係る実施義務を果たすため、七人以下の委員長とその他委員からなる選挙実施委員会を設置する。

選挙実施委員会は半数以上が普通会员で、正義を損なわずに義務を遂行できる者でなければならない。かつその選挙において会計職評議会会長もしくは会計職評議会理事に立候補した者であつてはならない。

第八項

選挙実施委員会委員長は立候補受付日時、受付場所を告示規定し、会計職評議会の会員にあまねく告示を掲示するか通知する。

立候補受付日時は五業務日以上でなければならない。受付最終日は選挙投票日より三〇日以上前でなければならない。

第一段に基づく掲示もしくは通知は会計職評議会ののオフィスにおける掲示に加え、容易にアクセスできるその他の電子通信の使用によってもこれをなすことができる。

第九項

会計職評議会会長もしくは会計職評議会理事に立候補を希望する者は、告示に基づく場所において選挙実施委員会委員長に立候補届出を提出する。

この部分に基づく立候補受付に係る手続きにおいて選挙実施委員会委員長は選挙実施委員会のいずれかの委員に選挙に係る立候補受付及びその他の任務を委任することができる。

第一〇項

選挙実施委員会は、立候補受付締切日から三業務日内に第四項及び第六項に基づき立候補者の資格を審査し、業績を検討する。

いずれかの立候補者が資格を欠いている、もしくは禁止様態にあり、立候補権を行使できないと判断した場合、立候補を受け付けないよう命じ、その者に速やかに受け付けないことを通知する。

立候補者は第二段に基づく命令に不服を申し立てる権利を有し、不服申立は通知日から三業務日以内に倫理委員会に対してこれをなす。

倫理委員会の決定は最終的なものとする。

第一一項

立候補者が、会計職評議会会長、会計職評議会理事及び会計職評議会理事長の定数に合わせて団体として立候補したい場合、選挙実施委員会は同一グループの立候補者に同一の立候補者番号を付けることもできる。

選挙実施委員会による立候補者番号の付与は正当な方法をもってこれをなす。

第一二項

選挙実施委員会は本定款に基づく選挙に係る諸手続きのために必要に応じた人数で、選挙実施員を任命する。

第一三項

選挙のための総会日において、会計職評議会会長への立候補者が一人しかいない、もしくは会計職評議会理事への立候補者が法律が定めた理事定数に満たないとき、選挙実施委員会委員長は本定款に基づく選挙投票に代えて承認のための総会決議を求めることができる。

第一四項

選挙のため総会に出席した会員は国民証もしくは公務員または国家職員を示すその他の身分証とともに会員としての証拠を提示しなければならない。

普通会员だけが選挙投票権を有する。選挙実施員は投票権を有する者であると判断したとき、

その証拠を調べ、その者に投票用紙を渡す。

反対者がいる、もしくは投票権行使者が投票権を有する者であるか疑義がある場合、選挙実施委員会は速やかに調査、決定を下し、その者に知らせた上で決定とその事由を証拠として記録する。

選挙実施委員会の決定は最終的なものとする。

第一五項

選挙投票前に選挙実施委員会の委員長は投票者の面前で投票箱を開き、投票箱内に投票用紙もしくは何らかの物が入っていないことを示し、投票箱を封じる。

第一六項

選挙の投票において、投票用紙の記入欄の自己が選んだ立候補者の番号のところにバツ印 [カーブパート] を記入する方法を採用する。

第一七項

投票が終了した時、選挙実施委員会は投票所において公開のもとに票数を調べ、終了させる。開票作業を延期する、もしくは引き伸ばすことを禁じる。選挙実施員は遅滞なく投票集計のために投票箱を開く。

第一八項

集計において選挙実施員は以下を実行する。

- (1) 投票用紙を投票箱からぶちまけることを禁じる。
- (2) 選挙実施員は投票箱から一枚ずつ投票用紙を取り出し、有効票か無効票かを判断する。有効票であれば集計のために投票用紙の立候補者番号を読み上げる。無効票であれば分離し、どんな場合であっても集計に含めることを禁じる。
- (3) 票の読み上げにおいて、選挙実施員は大きな声で投票用紙の記入欄に記入されたバツ印のある立候補者番号を読み上げ、その場所にいる他の選挙実施員、立候補者、立候補者の代表、あるいはその他の者に視認させる。
- (4) (3) に基づき立候補者番号を読み上げた時、読み上げた選挙実施員は集計のために用意された投票用紙を入れる容器にその投票用紙を置く。このとき整然と投票用紙が破損、もしくは記入内容がぼやけないように注意する。
- (5) 投票箱から全ての投票用紙を取り出した時、その場所にいる投票実施員、立候補者、立候補者の代表、あるいはその他の者の面前で投票箱を裏返し、投票箱から全ての投票用紙を取り出したことを示した上で、投票箱を元に戻す。

第一九項

以下の投票用紙は無効票とみなす。

- (1) 選挙実施員が渡したものでない用紙である。
- (2) 記入欄外に記入された用紙である。
- (3) 記入されていない用紙である。
- (4) 二枚以上、折り重ねられた用紙である。
- (5) バツ印以外の記入もしくはその他の内容のある用紙である。
- (6) どの立候補者に投票したか不明の用紙である。
- (7) 定数を超えて記入された用紙である。

当該用紙は選挙実施委員会が「無効（シヤ）」と裏書きし、選挙実施委員二人が署名を付す。

票集計において無効票があることが明らかになれば、無効票を分離しておき、どんな場合でも無効票を有効票として集計することを禁じる。

第二〇項

第一九項（2）（5）もしくは（6）に基づく形態を有する無効票である場合、記入欄外に記入されただけの、バツ印以外の記入もしくはその他の内容があるだけの、どの立候補者に投票したか不明であるだけの投票用紙であるとみなす。

第二一項

無効票かどうかで異議がある場合、選挙実施委員会が判定者となる。

選挙実施委員会の決定は最終的なものとする。

第二二項

選挙実施委員会は投票所で票集計結果を告示し、最高得票から定数に達するまで得票順に当選者リストを作成する。

会計職評議会会長もしくは会計職評議会理事として得票数が同じ者がいた場合、選挙実施委員会の委員長が得票数が同数の者の間で公開籤引きを実施する

第二三項

集計が終了した時、選挙実施委員会は集計に使われた投票用紙をまとめ、封書に入れこれを封じ、選挙実施委員会の署名を付す。無効票はこれと別にまとめる。

投票用紙及びその他の書類は第二四項に基づく選挙への異議申立期間が経過した後、九〇日以上経った時、廃棄できる。

第二四項

選挙実施委員会が選挙結果を告示した時、会計職評議会会長もしくは会計職評議会理事に立候補した者が当選した者の中に不当に選ばれた者がいると判断すれば、選挙結果告示日から三日以

内に倫理委員会に対し異議を申し立て、新たな選挙を求める権利を有する。

異議申立を受理した時、倫理委員会は遅滞なく審査をする。倫理委員会の決定は最終的なものとする。

第二五項

倫理委員会がまだ設置されない中での会計職評議会会長もしくは会計職評議会理事の選挙は、会計職就業監督委員会が第七項に基づく任務を果たす。選挙実施委員会を設置できない場合は会計職就業監督委員会が相当と判断した会計及び法律面の有識者から三人を任命し、第一〇項第三段及び第二四項に基づく任務を果たすための委員会を設置する。

仏暦二五四七年一二月二二日布告

ケーサリー・ナロンデート
会計職評議会会長

● 仏暦二五四七年・各会計職委員会委員長もしくは委員の資格及び禁止様態、選挙もしくは任命、就任、退任、及び各会計職委員会の権限及びその他の遂行についての会計職評議会定款（第五版）

（前文省略）

第一項

本定款を「仏暦二五四七年・各会計職委員会委員長もしくは委員の資格及び禁止様態、選挙もしくは任命、就任、退任、及び各会計職委員会の権限及びその他の遂行についての会計職評議会定款（第五版）」と呼ぶ。

第二項

本定款は官報告示日の翌日より施行する。[官報告示日は西暦二〇〇四年一二月二九日]

第三項

本定款において、

「各会計職委員会（カナカマカーン・ウィチャーチーブバンチー・テーラダーン）」とは、仏暦二五四七年会計職法令の第二三条に基づく委員会を意味する。

「総会（ガーン・プラチュム・ヤイ）」とは、定例総会もしくは臨時総会を意味する。

第四項

各会計職委員会はそれぞれ委員長及び委員を合わせて九人以上一五人以下からなる。ただし会

計職評議会理事会が別段の規定をしたときはその限りではない。

各会計職委員会の委員長は総会で普通会員の選挙によって選出、委員はその会計職委員会の委員長の推挙による。このとき会計職評議会理事会の承認を得なければならない。

各会計職委員会委員長の選挙においては、会計職評議会会長及び理事の選挙に係る会計職評議会定款の規定を準用する。

第五項

各会計職委員会の委員長は以下の資格を有し、かつ禁止状態にあつてはならない。

- (1) 普通会員である。
- (2) 以下の各会計職の職務と一致する資格と経験を有する。
 - (a) 会計作成及び会計運営。

選挙日において合計で一五年以上、タイ証券取引所の上場企業及び、または一〇億バーツ以上の資産を有する公開株式会社において財務責任者もしくは会計責任者 [プーアムヌアイガーン・ファーイ・ガーンゲン・ル・ファーイ・バンチャー]、あるいは当該地位者と同じ義務を有するその他の名称の違う地位にある、あるいは地位にあつた。

- (b) 会計監査。

選挙日において合計で一五年以上、公認会計士 [プーソープバンチャー・ラップ・アヌヤート] である、あるいは公認会計士だつたことがある。このときタイ証券取引所の上場企業二社以上の、もしくは合計資産額が一〇億バーツ以上の公開株式会社二社以上の、あるいは合計資産額が一〇億バーツ以上の公開株式会社一社以上及びタイ証券取引所上場企業一社以上の財務諸表監査及び意見表明における公認会計士である、あるいは公認会計士であつたことがなければならない。

- (c) 会計システム構築。

[1] 選挙日において合計で一五年以上、諸団体に会計サービスを提供する事業の経営者 [プーダムロンタムネーン・プーポリハーン] である、あるいは経営者だつたことがある。及び、もしくは、

[2] 選挙日において合計で一五年以上、タイ証券取引所の上場企業及び、または一〇億バーツ以上の資産を有する公開株式会社において財務責任者もしくは会計責任者 [プーアムヌアイガーン・ファーイ・ガーンゲン・ル・ファーイ・バンチャー]、あるいは当該地位者と同じ義務を有するその他の名称の違う地位にある、あるいは地位にあつた。及び、もしくは、

[3] 選挙日において合計で一五年以上、公的に保証された高等教育機関で会計学を教授する准教授以上の教師である、あるいは教師だつた。

ここに [1] [2] 及び [3] に基づく資格及び経験の場合は、定められた期間について [1] [2] 及び [3] を合計することもできる。ただし選挙日において合計し二〇年以上でなければならない。

- (d) 税務。

[1] 選挙日において合計で一五年以上、諸団体に税務顧問サービスを提供する事業の経営

者である、あるいは経営者だったことがある。

[2] 会計職に係る業務において政府機関もしくは部署の最高経営者またはそれに次ぐ地位にあった公務員もしくは国の職員である、または公務員もしくは国の職員だったことがあり、合計で五年以上、会計職に係る業務を遂行した。

ここに [1] 及び [2] に基づく資格及び経験の場合は、定められた期間について [1] 及び [2] を合計することもできる。ただし選挙日において合計し二〇年以上でなければならない。

(e) 会計教育及び技術

[1] 選挙日において合計で一五年以上、公的に保証された高等教育機関で会計学を教授する准教授以上の教師である、あるいは教師だった。及び、もしくは、

[2] 会計職に係る業務において政府機関もしくは部署の最高経営者またはそれに次ぐ地位にあった公務員もしくは国の職員である、または公務員もしくは国の職員だったことがあり、合計で五年以上、会計職に係る業務を遂行した。

ここに [1] 及び [2] に基づく資格及び経験の場合は、定められた期間について [1] 及び [2] を合計することもできる。ただし選挙日において合計し二〇年以上でなければならない。

(3) 破産者ではない。

(4) 許可書を停止された、もしくは取り消されたことがない、あるいは会計職評議会からの退会を命じられた、会計監査人法に基づき許可書を取り消された、またはその他の法律に基づき会計監査人である承認を取り消されたことがない。

(5) 財に係る悪意の犯罪で禁固刑の確定判決を受け、禁固刑を受けたことがない。

(6) 背任、不正行為もしくは公務における不当行為を理由に官公庁、国営企業もしくは国家机关から罷免、免職、あるいは解任されたことがない。

(7) 悪品行、良俗の欠如、もしくは誠実性で信頼が置けない人物でない。

(8) 政治公務員、政治任命職者、地方議会の議員または地方行政機構の行政官、もしくは政党の理事、顧問または職員ではない。

第六項

各会計職委員会の委員は以下の資格を有し、禁止様態にあつてはならない。

(1) 普通会员である。

(2) 選挙日において合計一〇年以上、会計職に係る業務を遂行している。

(3) 第五項 (3) (4) (5) (6) (7) 及び (8) に基づく禁止様態にない。

第七項

各会計職委員会の任期は一期三年とする。退任した委員は再任可能だが、連続二期までとする。

第八項

任期による退任のほか各会計職委員会の委員長と委員は以下の事由により退任する。

- (1) 死亡した。
- (2) 辞任した。
- (3) 第五項もしくは第六項に基づく資格を欠く、もしくは禁止様態にある。
- (4) 会計職の名誉を貶める行為をなした者との事由から、総会に出席した普通会員が二〇〇人以上の投票をもって退任を議決した。

第九項

各会計職委員会は以下の権限義務を有する。

- (1) その会計職種及び全ての会計職種の営業における連帯及び一致団結を振興する。
- (2) その会計職種における名誉を保持する。
- (3) 各会計職の営業を振興し、標準を設定する。
- (4) 国家経済の進歩と一致させるために、会計職営業を振興し、知識を普及させ、経験の創出を提案する。
- (5) 会計職評議会の方針下に、専門職ネットワークとするために他の職種の会計職、他の職業団体と連絡、協同、及び外国もしくは他の団体と連絡調整する。
- (6) 会計職評議会への営業に係る意見具申において、その職種の会計職業者の代表となる。
- (7) 総会の決議に基づく、もしくは会計職評議会理事会が委任したところに基づくその他の行為。

仏暦二五四七年一二月二二日布告

ケーサリー・ナロンデート
会計職評議会会長

● 仏暦二五四七年・会計作成者（アカント）についての会計職評議会定款（第六版）

（前文省略）

第一項

本定款を「仏暦二五四七年・会計作成者についての会計職評議会定款（第六版）」と呼ぶ。

第二項

本定款は官報告示日の翌日より施行する。[官報告示日は西暦二〇〇四年一二月二九日]

第三項

本定款において、

「会計作成者（プー・タム・バンチー）」とは、会計法令に基づく会計作成者を意味する。

「理事会（カナ・カマカーン）」とは会計職評議会理事会を意味する。

「年（ピー）」とは暦年を意味する。

「登録者（プー・クン・タビヤン）」とは、会計職評議会に登録した会計作成者を意味する。

第四項

以下の者が会計作成者として職業を営むことができる。

- (1) 会計職評議会会員。
- (2) 会計職評議会への登録者。

第五項

会計職評議会会員である会計作成者は会員及び入会受付についての定款の規定に基づく資格を有し、かつ禁止様態にあってはならない。

会計作成者が特別会員かつタイ国籍者でない場合は、第六項第三段に基づく資格を有し、かつ禁止様態にあってはならない。

第六項

会計作成者として登録を求める者は仏暦二五四七年会計職法令の第四五条に定められた資格を有し、かつ禁止様態にあってはならず、会計法令に基づき制定された商業取引開発局の布告に基づく会計作成者の学歴と同一の学歴を有していなければならない。

登録を求める者が仏暦二五四七年会計職法令の第四九条（三）および、もしくは（四）に基づく倫理規定違反で罰を受けた、または受けたことがある場合、罰をとかれてから三年以上が経過していなければならない。

登録を求める者がタイ国籍者でない場合、会計法及び関係する租税法に基づく業務遂行のために、タイの会計標準及び法律に係る知識を有していなければならない。

[注／会計職法令・第四五条

会計職評議会に登録する会計作成者は以下の資格を有し、かつ禁止様態にあってはならない。

- (一) 王国内に主居住地（プームサムナオ）または居住地（ティンティーユー）がある。
- (二) タイ語で会計作成するに十分なタイ語の知識を有する。
- (三) 第三九条（三）で規定された犯罪もしくは法律に基づく犯罪行為により確定判決で禁固刑を受けたことがない。
- (四) 会計職評議会定款で定められた学歴を有する。
- (五) 会計職評議会定款で定められたその他の禁止様態にない。]

第七項

本定款の第一二項の規定下に、会計職評議会に会計作成者として登録を希望する者は、会計職評議会会長が定めた書式に従い登録担当者に登録申請書を提出するとともに、以下の年間手数料を払い込む。

- (1) 学士以上もしくは学士と同等の学歴以上である会計作成者は五〇〇バーツ。
- (2) 学士レベル未満の学歴である会計作成者は三〇〇バーツ。

第八項

会計職評議会会長が委任した会計職評議会の担当者が会計作成者としての登録申請を審査し、申請人が法律が定めたところに基づく資格を有し、かつ禁止様態にないと判断した時、登録担当者はその者を登録し、登録を受け付けた証拠を作成し、その者に引き渡す。

登録を認可しなかった場合は、認可しなかった事由を通知書に示し、申請人に知らせるとともに、第七項に基づき受理した手数料を利息なしで申請人に返還する。

第九項

登録者で翌年も会計作成者としての登録延長を望む者は、会計職評議会への登録延長申請書を提出し、第七項(1)または(2)に定めたレートで翌年分の手数を払い込む。このとき翌年の始期より三ヶ月前から手数料を払い込むことができるが、翌年の一月を過ぎて払い込むことはできない。

第一〇項

登録者が第九項に定めた期間内に手数料を全て払い込まなかった場合、登録担当者は登録を取り消し、会計職評議会のオフィスにその名を掲示する。ただしその登録者が理事会もしくは理事会が委任した者に未払いまたは一部未払いが自己の過失ではなく、例えば外国滞在、傷病やその他の事由から未払いを意図していなかったことを示す文書を提出した場合はその限りではない。

第一一項

登録担当者は審査及び参考に資するため、会計職評議会に登録申請した会計作成者の登録簿を作成する。

第一二項

仏暦二五四七年一二月三十一日までに商業取引開発局に会計作成者であることを届け出た会計作成者は、仏暦二五四七年一二月三十一日までの手数料を払い込まずに会計職評議会に会計作成者として登録した者とみなし、その者が以後も会計作成者であることを望むのであれば仏暦二五四八年三月までに二五四八年の手数を払い込む。

仏暦二五四七年一二月二二日布告

ケーサリー・ナロンデート
会計職評議会会長

● 仏暦二五四七年・公認会計士（プー・ソープ・バンチー・ラップ・アヌヤート）への許可書発行及び許可書手数料についての会計職評議会定款（第七版）

（前文省略）

第一項

本定款を「仏暦二五四七年・公認会計士への許可書発行及び許可書手数料についての会計職評議会定款（第七版）」と呼ぶ。

第二項

本定款は官報告示日の翌日より施行する。[官報告示日は西暦二〇〇四年一二月二九日]

第三項

本定款において、

「理事会（カナ・カマカーン）」とは、会計職評議会理事会を意味する。

第一章

許可書の申請、許可及び発行の原則

第四項

公認会計士の許可書を申請する者は、会計職評議会会長が定めた書式に従い登録担当者に申請書を提出する。

第五項

登録担当者は公認会計士の許可書申請を発行審査のため理事会に提出する。

第六項

理事会がいずれかの者に対して公認会計士許可書の発行を決定し、その者が許可書発行手数料を払い込んだ時、登録担当者は公認会計士登録簿にその名、住所、資格、職業及び事務所設置場所を記載した上で許可書を発行する。

公認会計士許可書は会計職評議会会長が定めた書式に従う。

第七項

公認会計士許可書が紛失、損壊または破損した、あるいは個人データの変更がある場合、公認会計士は許可書の代用書を申請する。このとき申請は会計職評議会会長が定めた書式に基づき会計職評議会に申請書を提出する。

許可書の代用書は公認会計士の許可書と同一の書式を使用するが、「代用書（バイテーション）」の内容を表示する。

第二章

公認会計士の資格と禁止様態

第八項

公認会計士の許可書を申請する者は、仏暦二五四七年会計職法令の第三九条（１）（２）（３）及び（４）に定めた資格を有し、かつ禁止様態にあってはならないほか、以下の資格を有し、かつ禁止様態にあってはならない。

- （１）悪品行、もしくは良俗に欠ける者ではない。
- （２）就業に適さない精神異常者もしくは心神耗弱者ではない。
- （３）公認会計士の義務における自由度に適さない、もしくは反する別の職業を営んだことがない。

第三章

許可書手数料

第九項

公認会計士は会計職評議会が許可書を発行した日から年間一〇〇〇バーツの年間手数料を払い込まなければならない。

手数料は公認会計士の許可書申請書提出日に払い込む。ただし次回以降についてはその回の始期から三ヶ月前より払い込む。

公認会計士の許可書が無効となった場合、その事由を問わず、会計職評議会は手数料を返還しない。

経過規定

第一〇項

仏暦二五四七年一月三十一日までに会計作成者・公認会計士協会もしくは会計職評議会に公認会計士として登録を申請した者、もしくは許可書の延長を申請した者は、許可書発行日から五年間の効力を有する手数料として二〇〇バーツの手数を払い込む。

第一一項

会計作成者・公認会計士協会に提出され、会計作成者・公認会計士協会が審査中の許可書申請は、会計職評議会が審査及び許可書発行を引き継ぐ。このとき会計職評議会会長は商業取引開発局に申請の引き取りと会計職評議会への送致を依頼することができる。

第一二項

仏暦二五四七年会計職法令の第七三条に基づく公認会計士[注/会計職法令の施行日前に公認会計士だった者]については、許可書の期限切れ前に会計職評議会の会員として入会申込をし、許可書手数料を払い込めば、登録担当者が本定款に基づき許可書を発行する。

第一三項

商業取引開発局が実施した試験に合格した者は、仏暦二五四七年会計職法令に基づく試験に合格したものとみなす。

仏暦二五四七年一二月二二日布告

● 仏暦二五四七年・総会及び総会への議題提出についての会計職評議会定款（第八版）

（前文省略）

第一項

本定款を「仏暦二五四七年・総会及び総会への議題提出についての会計職評議会定款（第八版）」と呼ぶ。

第二項

本定款は官報告示日の翌日より施行する。[官報告示日は西暦二〇〇四年一二月二九日]

第三項

本定款において、

「総会（ガーン・プラチュム・ヤイ）」とは、年次定例総会もしくは臨時総会を意味する。

「理事会（カナ・カマカーン）」とは、会計職評議会理事会を意味する。

「会員（サマーチック）」とは、普通会员、特別会員、補充会員、もしくは名誉会員を意味する。

「議長（プラターン）」とは、会議の議長を意味する。

第一章

総則

第四項

会員の会議を総会として年に一度開催する。これを年次定例総会と呼ぶ。
その他の総会を臨時総会と呼ぶ。

第五項

会員全員が総会に参加する権利を有する。

第六項

理事会は、定められた目的にしたがった会計職評議会の運営のために必要があれば、いつでも臨時総会を召集することができる。

第七項

一〇〇人以上の普通会員が連名で臨時総会の召集を文面で要求した時、会計職評議会会長は要求を受けた日から三〇日以内に臨時総会を召集する。

第一段に基づく臨時総会の召集要求は、何のための総会召集であるかその意図を提示しなければならない。

第八項

普通会員だけが総会において決議のための票を投じる権利を有する。

第二章

会議方法

第九項

理事会は会議日の少なくとも一五日前に、総会の召集書を会員全員に、郵便もしくは会計職評議会会長が定めたその他の通信手段で知らされていた住所に送付する。あるいは会議日の一五日以上前に、普及した少なくとも一部の新聞で一日以上公告する。

総会召集書では場所、日時、議題、関係書類を明示する。

関係書類が多数に上り、召集書とともに送付できない相当の事由がある場合、会計職評議会会長はいずれかの場所で書類を受け取る、もしくは他の便利な通信手段で送付することを決めることができる。

第一〇項

会議に出席した会員は毎回、会議に参加する前に、会員証、国民証、もしくは国家機関が発行した自己の写真が貼付されているその他の身分証明書を理事会もしくは委任された担当者にし、署名する。

会議が成立した時（普通会员二〇〇人以上の出席をもって成立）、議長は会議を進行させることができる。

第一一項

総会では議題にある件についてのみ審議し、議題に沿って会議を進行させなければならない。ただし会議で別段の決議をした場合はその限りではない。

他の件についての審議は議題にある件についての審議を先に終わらせてからこれをなすことができる。

第一二項

会議で発言を希望する会員は挙手し、議長が許可した時に起立し発言することができ、発言は議長に対してのみこれをなすことができる。議長が許可しない場合は不許可の事由を知らせる。

第一三項

理事会がいずれかの件について発表もしくは説明することを求めた場合、議長は許可を検討し、発表もしくは説明における相当との時間を統御する。理事会もしくは理事の説明が議題に関係しない件についてであれば、議長は相当の判断に基づきそれを許可するか、許可しないかを命じる権限を有する。

第一四項

議長は相当との判断に基づき、いずれかの問題について会議に諮る権限、休会、会議の延期もしくは閉会を命じる権限を有する。

第一五項

会計職評議会会長は証拠として議事録を作成し、保管する。

第三章

総会への動議

第一六項

会員は動議し、議題に含める権利を有する。ただし一〇〇人以上の普通会员がこれを保証し、会議日の三〇日以上前に会計職評議会会長に文書で前もって通知しなければならない。

会計職評議会会長は審議のため総会の議題に第一段に基づく原則にあった件を含める。

第四章

意見表明

第一七項

意見表明は現在の論点に沿っているか、論点に関係していなければならず、冗長、堂堂巡り、繰り返し、もしくは他者と重複してはならない。必要なくいずれかの書類を持ち込み、会議でこれを読み上げてはならない。

意見表明する者はマナーにもとる振るまい、言説をしてはならず、いずれかの者に対し讒言、当てこすりをしてはならない。王室に言及することや会員もしくはいずれかの者の名を必要なく出すことを禁じる。

第一八項

議長はいずれかの者が十分意見表明したと判断すれば、その者の意見表明を止めさせることができる。

第一九項

以下の時に意見表明は終了する。

- (1) 意見を表明する者がいない。
- (2) 会議が意見表明終了を決議した。
- (3) 会議が他の議題について質疑しないことを決議した。

第二〇項

議長が意見表明が出尽くしたと判断した場合、意見表明終了の是非について総会が決定するよう求めることもできる。

第二一項

意見表明が終了した時、いずれかの者がさらに意見表明することを禁じる。

第五章

決議

第二二項

決議しなければならない場合、議長は総会に決議を求める。

第二三項

本定款に基づく決議投票は挙手によってこれをなす。ただし五人以上の会員が秘密投票を求め、総会がこれを決議した場合は秘密投票を採用する。

秘密投票の方法は議長が定めたところに従う。

第二四項

総会の決定は多数決による。普通会员一人は投票において一票を有し、票数が同数の場合は議長が決定票を投じる。

仏曆二五四七年一二月二二日布告

ケーサリー・ナロンデート
会計職評議会会長

(おわり)